

令和7年 第1回臨時会

高山村議会会議録

令和7年5月8日 開会

令和7年5月8日 閉会

高山村議会

令和7年第1回高山村議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月8日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○村長挨拶	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○日程の追加	5
○議長辞職の件	5
○日程の追加	5
○選挙第1号	6
○議長当選承諾の挨拶	7
○日程の追加	7
○議席の変更	7
○日程の追加	8
○選挙第2号	8
○副議長当選承諾の挨拶	9
○日程の追加	10
○議会運営委員会委員の辞任の件	10
○日程の追加	11
○選任第1号	11
○承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	14

○閉会の宣告..... 1 6

○署名議員..... 1 7

令和 7 年 5 月 8 日（木曜日）

（ 第 1 号 ）

令和7年第1回高山村議会臨時会

議事日程(第1号)

令和7年5月8日(木)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(高山村税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 追加日程第 1 議長辞職の件
- 追加日程第 2 選挙第1号 議長選挙
- 追加日程第 3 議席の変更
- 追加日程第 4 選挙第2号 副議長選挙
- 追加日程第 5 議会運営委員会委員の辞任の件
- 追加日程第 6 選任第1号 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	渡邊裕治君	2番	平形玉緒君
3番	唐澤徳治君	4番	松井陽威君
5番	飯塚武久君	6番	後藤明宏君
7番	佐藤晴夫君	8番	後藤肇君
9番	平形富二夫君	10番	山口英司君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（山口英司君） 公私ともに大変お忙しいところ、誠にご苦労さまです。

ただいまから、令和7年第1回高山村議会臨時会を開会します。

◎村長挨拶

○議長（山口英司君） 最初に、村長より議会招集の挨拶をお願いします。

村長。

○村長（後藤幸三君） 令和7年第1回高山村議会臨時会の開会に当たり、議会招集の挨拶を申し上げます。

農繁期を迎え、公私ともご多用のところ議員全員のご出席を賜り、ここに高山村村議会臨時会が開催されることに心より感謝申し上げます。

令和7年度も1か月が経過いたしました。おかげさまをもちまして、村政運営もおおむね順調な滑り出しができたものではないかと思っているところでございます。

今年度も議員各位を始め、村民皆様のご理解とご協力を賜りながら精一杯村づくりに取り組んでまいりますので、相変わらずのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会では2件の承認案件を提出させていただいております。ご審議いただく中で承認くださいますようお願い申し上げ、簡単ではございますけれども、議会招集の挨拶とさせていただきます。

◎開議の宣告

○議長（山口英司君） 本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山口英司君） 会議録署名議員は会議規則第125条の規定によって3番、唐澤徳治議員及び4番、松井陽威議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（山口英司君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山口英司君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前10時20分より再開します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時20分

- 議長（山口英司君） 再開します。

ただいま休憩中に副議長へ議長の辞職願を提出しましたので、ご審議していただきたいと思えます。

副議長、議長席をお願いします。

〔議長、10番席へ 副議長、議長席へ〕

- 副議長（後藤明宏君） ここからは、議長に代わりまして、副議長の私が議事を進めさせていただきます。
-

◎日程の追加

○副議長（後藤明宏君） 議長、山口英司議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議長辞職の件

○副議長（後藤明宏君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、山口英司議員の退場を求めます。

〔10番 山口英司君退場〕

○副議長（後藤明宏君） それでは、事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（後藤明宏君） お諮りします。山口英司議員の議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、山口英司議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

山口英司議員の入場を許可します。

〔10番 山口英司君入場〕

◎日程の追加

○副議長（後藤明宏君） ただいま、議長が欠員となりました。

お諮りします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎選挙第1号

○副議長（後藤明宏君） 追加日程第2、選挙第1号 議長選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長の指名にすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

議長に私、後藤明宏を指名します。

お諮りします。ただいま、副議長が指名しました私、後藤明宏を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました私、後藤明宏が議長に当選しました。

〔副議長 後藤明宏君登壇〕

◎議長当選承諾の挨拶

○議長（後藤明宏君） 挨拶をさせていただきます。

このたび、高山村議会議長に就任いたしました後藤明宏でございます。

議会議員の皆様にご支持いただき、身に余る光栄と感謝いたしますとともに責任の重さを痛感しております。

議長として議会秩序を保ち、公正かつ円滑な議会運営を心がけたいと思います。

私は議長として高山村の宝を一つ一つ磨いていきたいと思っております。議会議員及び執行部の皆様方のご指導とご協力をお願いいたしまして就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議会運営に当たらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎日程の追加

○議長（後藤明宏君） お諮りします。議席の変更を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の変更を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎議席の変更

○議長（後藤明宏君） 追加日程第3、議席の変更を議題とします。

お諮りします。議会規則第4条第3項の規定により、6番に佐藤晴夫議員、7番に後藤肇議員、8番に山口英司議員、10番に私、後藤明宏に変更したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議席を変更することに決定しました。

それでは、ただいま決定した議席にそれぞれ着席願います。

◎日程の追加

○議長（後藤明宏君） 私、後藤明宏が議長となったため、ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎選挙第2号

○議長（後藤明宏君） 追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙を議題とします。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名にすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に後藤肇議員を指名します。

お諮りします。ただいま、議長が指名しました後藤肇議員を副議長の当選人と定めることに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました後藤肇議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された後藤肇議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

◎副議長当選承諾の挨拶

○議長（後藤明宏君） 後藤肇議員、当選の挨拶をお願いいたします。

〔7番 後藤 肇君登壇〕

○副議長（後藤 肇君） ただいま議長のほうから推薦され、副議長として就任させていただくことになりました。これも議員皆様のお力によって成り立っているものかと考えておりますので、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいかなと思います。

今回2年目ということで、総入れ替えみたいな形で議員の議長、副議長が代わりまして、執行部と両輪でやっていくわけですけれども、より一層努力しながら、村民の方が代わってよかったというような印象を持たれるような行動を取りながらやっていきたいかなと思っておりますので、ぜひ、議員の皆様、また、執行部の皆様、ご協力をいただきながらしっかりこれから2年間やっていきたいかなと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（後藤明宏君） 暫時休憩いたします。

再開時間はおって連絡いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時40分

○議長（後藤明宏君） 再開します。

◎日程の追加

○議長（後藤明宏君） ただいま、休憩中に副議長へ議会運営委員会委員の辞任願を提出しましたので、ご審議していただきたいと思います。

副議長、議長席にお着き願います。

〔議長、10番席へ 副議長、議長席へ〕

○副議長（後藤 肇君） では、ここから議長に代わりまして、副議長の私が議事を進めさせていきたいと思います。

議長、後藤明宏議員から議会運営委員会の辞任届が提出されております。

お諮りいたします。議会運営委員会の辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議事としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 肇君） 異議なしと認め、したがって、議会運営委員会の辞任の件を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議会運営委員会委員の辞任の件

○副議長（後藤 肇君） 追加日程第5の議会運営委員会委員の辞任の件を議題とし、地方自治法第117条の規定によって、後藤明宏議員の退場を求めます。

〔10番 後藤明宏君退場〕

○副議長（後藤 肇君） それでは、事務局長に辞任届を朗読させます。
局長。

〔事務局長朗読〕

○副議長（後藤 肇君） お諮りします。後藤明宏議員の議会運営委員会の辞任を許可するこ

とに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（後藤 肇君） 異議なしと認めます。

したがって、後藤明宏議員の議会運営委員の辞任を許可することに決定いたしました。

後藤明宏議員の入場を許可します。

〔10番 後藤明宏君入場〕

○副議長（後藤 肇君） 後藤明宏議長、議長席にお着き願います。

〔議長、議長席へ〕

◎日程の追加

○議長（後藤明宏君） ただいま、議会運営委員会委員の欠員となりました。

お諮りします。議会運営委員会の選任を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎選任第1号

○議長（後藤明宏君） 追加日程第6、選任第1号 議会運営委員会委員の選任を議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4号に規定により、8番、山口英司議員を新たに議会運営委員会委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました山口英司議員を新たに議会運営委員会委員とすること

に決定しました。

暫時休憩します。

再開時間はおって連絡いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（後藤明宏君） 再開します。

ただいまの休憩中に総務文教常任委員会、議会運営委員会が開催され、正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、山口英司議員、副委員長、平形富二夫議員。

議会運営委員会委員長、後藤肇議員、副委員長、山口英司議員。

以上のとおりでございます。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第3、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

承認第2号につきましては、上位法令である地方税法等の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことにより、高山村税条例の一部を改正する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和7年3月31日に専決処分を行いましたのでこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

改正の内容については、税務会計課長に説明させますので、ご承認くださいますようお願い

い申し上げ、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） それでは、私より高山村税条例の一部改正の専決処分の内容についてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にありましたように、今回の改正は上位法令である地方税法の一部改正が行われたことにより、高山村税条例の一部を改正し、併せて、字句の訂正をするもので、主な改正点を説明させていただきます。

それでは、議案書4ページ、新旧対照表2ページからご覧ください。

それでは、まず、第36条の2と第63条の2について説明いたします。

この改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバーの法律の改正に伴う条文中の項ずれを反映するものでございます。

次に、第82条、第89条についてご説明いたします。

第82条は軽自動車の区分に新基準原付が追加されたことに関連して、種別割の標準税率の区分見直しに伴う税率の改正をするものです。第89条につきましては、先ほどと同様に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う条文中の項ずれの反映と、軽自動車税の減免申請書の記載事項に新基準原付を追加するものでございます。

次に、第90条の改正についてですが、この改正はマイナ免許証の運用が始まったことに伴い、軽自動車税の減免申請時の運転免許証の提示義務に関する規定等を整備するものです。具体的にはマイナ免許証を提示した場合には、ICカードリーダー等で運転免許情報を読み取る等の措置を受けなければいけないといった内容のものでございます。

次に、第139条の3、第149条の改正についてご説明いたします。

この改正につきましては、第36条の2と同様に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、マイナンバーの法律の改正に伴う条文中の項ずれを反映するものでございます。

次に、附則第10条の2でございますが、この改正は地方税法附則第15条第33項、福島復興再生特別措置法に関する機関、移住等環境整備推進法人が整備した特定公共施設等に係る課税標準の特例措置が削除されたことに伴う項ずれを反映するものでございます。

なお、高山村に対象となる施設はございません。

次に、附則第10条の3についてですが、この改正は特定マンションに係る税額の特例について申請書の提出がない場合でも一定の要件に該当すると認められる場合に特例を適用することとする項、第14項の新設とそれに伴った項ずれを反映するものでございます。

最後に、附則第10条の4から第10条の6についてでございますが、まず、附則第10条の4及び第10条の5は地方税法において熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る被災住宅用地に対する固定資産税の特例が削除されたことに伴う条そのものの削除でございます。附則第10条の6はその削除に伴った条文中のずれと、第10条の4及び第10条の5が削除による条番号のずれを反映するものでございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（高山村税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤明宏君） 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、説明を求めます。

村長。

○村長（後藤幸三君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

承認第3号につきましては、上位法令である地方税法施行令の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことにより、高山村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、令和7年3月31日に専決処分を行いましたのでこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

改正の内容については、税務会計課長に説明させますので、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（後藤明宏君） 税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（本間尚也君） それでは、私より高山村国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の内容についてご説明申し上げます。

先ほど村長の提案理由にありましたように、今回の改正は上位法令である地方税法の一部改正が行われたことにより、高山村国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書10ページ、新旧対照表20ページからご覧ください。

まず、第2条の改正について説明をいたします。

国民健康保険税では、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の3つの合計額を賦課していますが、そのうち医療給付分の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分の課税限度額を24万円から26万円に引き上げるものです。令和6年度と同様の課税状態であった場合、この改正により本村では4世帯に影響が出る見込みでございます。

次に、第23条でございますが、国民健康保険税では低所得者世帯の所得に応じて7割、5割、2割の軽減を行っております。今回の改正では、軽減判定所得の算定式の見直しが行われました。5割軽減の算定式では29万5,000円だった部分を30万5,000円に、2割軽減では54万5,000円だった部分を56万円に改正となります。

なお、この改正によります国民健康保険税への税額への影響はほぼ発生しない見込みでございます。

説明は以上でございます。

○議長（後藤明宏君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤明宏君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（高山村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本件は承認することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（後藤明宏君） 挙手多数です。

したがって、承認第3号は承認することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（後藤明宏君） これで、本臨時会に付議された案件は全て終了しました。

慎重審議、大変ご苦労さまでした。

以上をもちまして、令和7年第1回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時13分